

ウェビナー傍聴レポート

テキストから取引へ – 6 条ガイダンスは現場でどのように実施されるか？

From text to trade: How is Article 6 guidance being implemented on the ground?

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- タイトル: From text to trade: How is Article 6 guidance being implemented on the ground?
- 日時: 2022 年 4 月 21 日 (木) 16:00–17:00 CEST
- 場所: オンライン (Microsoft Teams)
- 主催: Gold Standard Foundation
- スピーカー: **Aglaja Espelage**, Researcher, Perspectives Climate Group; **Alexandra Soezer**, Global Carbon Technical Advisor, Energy, United Nations Development Programme; **Emma Åberg**, Program Manager International Climate Cooperation, Swedish Energy Agency; **Frédéric Gagnon-Lebrun**, Business Director for Climate Policy and Carbon Pricing, South Pole; **Hugh Salway** (Moderator), Head of Environmental Markets, Gold Standard
- 参加者数: 不明
- 概要: 2021 年 11 月に開催された COP26 においてパリ協定 6 条のガイダンスが採択され、政府及び市場関係者が求めていた 6 条ルールが明確化された。一方、COP26 での決定が具体的な現場の取組においてどう解釈されるかは、いまだ不明確である。本ウェビナーには炭素市場に関わる団体から 4 名が登壇し、6 条の実施に向けて取り組んでいる関係者による準備状況及び教訓が紹介された。Perspectives Climate Group からはホスト国の NDC を踏まえた 6 条方法論ツールの開発について、UNDP からは 6 条 2 項実施を促進するデジタルプラットフォーム構築や個別のホスト国に対する支援について、Swedish Energy Agency からはスウェーデンの 6 条実施に向けた枠組みの開発について、South Pole からは 6 条実施に向けてホスト国に求められる点について、情報及び意見が口頭で発表された。質疑応答では、発表内容に関する追加質問や COP27 の論点及び今後の展望に関する質問があり、登壇者による議論が行われた。

※本ウェビナーの録画は [Gold Standard のウェブページ](#) から閲覧可能。

■ 導入 [Hugh Salway, Head of Environmental Markets, Gold Standard]

[本ウェビナーの概要]

- ✓ 本ウェビナーは、Gold Standard が 2022 年中に連続して開催する「[Article 6 Webinar Series](#)」の第 2 回目として開催する。第 1 回ウェビナーでは、パリ協定 6 条における国際的に移転される緩和成果 (ITMOs) の承認と相当調整のプロセスについて取り上げた。
- ✓ 今回ウェビナーでは、2021 年 11 月に COP26 が開催されてから今まで、パリ協定 6 条に関して、実際にどのような取組が世界で実施されているかにフォーカスする。

■ 各スピーカーとその所属組織によるパリ協定 6 条に関する活動 [スピーカー4 名]

[Aglaja Espelage, Perspectives Climate Group]

- ✓ Perspectives Climate Group は気候変動分野のコンサルティング・研究を行っており、炭素市場分野にも取り組んでいる。
- ✓ 6 条に関しては、ここ数年はルール策定に関する支援や提言を行い、加えて政府・公共団体が 6 条に取り組む準備の支援も行ってきた。例えば、「[東アフリカ炭素市場アライアンス \(Eastern Africa Alliance on Carbon Markets and Climate Finance\)](#)」及び「[西アフリカ炭素市場アライアンス \(Western Africa Alliance on Carbon Markets and Climate Finance\)](#)」の支援している。その他、市場メカニズムワーキンググループによるダイアログの実施、プロジェクト開発事業の支援と MRV 方法論フレームワークの開発も行っている。

[Alexandra Soezer, United Nations Development Programme]

- ✓ UNDP は各国オフィスのネットワークを通じて、各国への能力強化と技術アドバイスの提供により戦略的な炭素市場への取組を促進することができる。一つは 6 条取組のホスト国政府に対するハイレベルな戦略的ガイダンスの提供を行っており、更には 6 条に基づく市場メカニズムの取組に関する具体的な技術協力も実施している。
- ✓ また、国際的な自主的炭素市場に関して、ホスト国政府による高品質なクレジット創出への技術支援や自主的炭素市場の国際イニシアティブ「[Voluntary Carbon Market Initiative \(VCMI\)](#)」へ参加している。
- ✓ その他、チリにおける国内炭素市場の開発への支援、ガーナ及びバヌアツとスイスによるパリ協定 6 条 2 項の取組準備への支援を行っている。

[Emma Åberg, Swedish Energy Agency]

- ✓ Swedish Energy Agency はスウェーデン政府機関として、6 条の国際交渉及び ITMOs の調達を推進している。
- ✓ スウェーデンは 6 条の実施に向けた初期段階にあり、複数のホスト国と二国間枠組みについて交渉を開始しており、同時に緩和プロジェクトのポートフォリオ開発及び方法論開発にも取り組んでいる。

[Frédéric Gagnon-Lebrun, South Pole]

- ✓ South Pole は 2006 年にカーボンプロジェクト開発を開始し、これまでに約 40 か国で 700 件以上のプロジェクトを開発してきた。また、企業の削減目標設定、脱炭素化戦略、オフセット戦略に対するアドバイザーを提供している。
- ✓ 気候政策とカーボンプライシングの担当チームでは、各国政府が 6 条を実施するためのガバナンス構築のコンサルティングやスイスの 6 条 2 項の枠組みにおけるプロジェクト開発：例えばタイの e モビリティやモロッコでのエネルギー効率投資基金の設立、などを行っている。

■ パネルディスカッション

[Q. (Perspectives に質問) 6 条の取組は過去の炭素市場の取組からどのように変化するか?]

[A. Aglaja Espelage, Perspectives Climate Group]

- ✓ 各国政府は自ら NDC を実施するために費用対効果の高い緩和対策を選択する必要があり、いわ

ゆるカーボンオフセットの取組（※削減系クレジットの使用のこと）においては高コストで大規模な緩和取組へと移行していくことが望ましい。また、取組に求められる方法論的な要件が変化することで、適格とされる取組の種類に直接影響する。

- ✓ 6 条における取組のルールは、パリ協定における新たな原則（ホスト国が NDC を持つことや野心が向上していくこと等）や CDM の教訓を踏まえて、方法論フレームワークに落とし込む必要がある。そのため、Perspectives Climate Group では「[6 条方法論ツール開発のための国際イニシアティブ \(International Initiative for Development of Article 6 Methodology Tools: II-AMT\)](#)」を立ち上げ、取組の追加性、ベースライン及び MRV、またクレジットの売り過ぎ防止及び長期戦略への合致を担保するための NDC と 6 条取組の関係性に係る説明方法について検討している。
- ✓ 例えば、追加性について、クレジットの売り過ぎリスクの確認方法、NDC での実施が想定される取組の確認方法、経済的追加性の評価方法、ポジティブリストの作成方法、などのガイダンスが必要である。また、ベースラインについて、NDC の更新の際に野心が引き上げられることにより 6 条における取組と NDC との関係性が変化することから、クレジット発行期間の更新時に再評価することが必要である。更に、ベースラインについて、ホスト国の長期戦略に沿っており、取組がカーボンロックイン（GHG 排出が固定されること）につながらないこと、が求められる。
- ✓ II-AMT では、現在検討している方法論ツールのコンセプトノートを数週間以内に公表し、その後ツールの開発に取り組む予定。

[Q. (UNDP に質問) 6 条のキャパビルに関して現在どのような支援が求められているか？]

[A. Alexandra Soezer, United Nations Development Programme]

- ✓ ガーナとバヌアツの 6 条に係る法的枠組みの構築を約 2 年間実施してきた。また、スイス政府と共同で 6 条 2 項の取組を促進するためのデジタルプラットフォームを構築し、最初の国としてバヌアツにより利用されている。また、バヌアツでは ITMOs の発行と移転を行うための国家登録簿を構築した。
- ✓ 2022 年 1 月よりスイス政府の資金提供により、スイス政府と二国間協定を締結している複数国を対象とした支援プログラムを開始した。その最初の活動として、世界銀行と UNDP が共同開発した「[国際移転準備のための緩和取組評価プロトコル \(Mitigation Action Assessment Protocol for International Transfer Readiness: MAAP-ITR\)](#)」を活用し、6 条 2 項の実施に関する能力ギャップ評価を実施した。この評価結果に基づき、2024 年まで能力強化支援を実施する。例えば、ジョージアでは 6 条 2 項の対象となる緩和対策（ポジティブリスト）を特定するための政策的枠組みの構築の支援、ペルーでは国家登録簿の運用化の支援、などを実施している。
- ✓ また、2021 年に立ち上げた 6 条 2 項メカニズムのデジタルプラットフォームは、国が ITMOs を取り扱うプロセスを管理するために利用できる。モジュラー構成により簡単に修正・追加などのカスタマイズをすることが可能であり、2022 年中にはモニタリング機能を備えたウェブアプリケーションを新たに開発する。このモニタリングアプリは、ガーナの稲作プロジェクトで農家が水田の水位をモニタリングし、プラットフォームにデータを報告・掲載し、関係者がデータ閲覧するのに活用されている。
- ✓ UNDP は、能力向上の支援に加えて直接的な資金援助も提供する。UNDP は、2023 年～2023 年の期間中に対象とする国から創出される 220 万トンの ITMOs に対して、成果に基づく支払いを

行う予定である。国際入札によりプロジェクトへの初期投資を行うプロジェクト開発事業者を募集する。第1回入札はペルーを対象に2022年5月初旬に実施予定で、そのすぐ後に第2回入札をバヌアツを対象に実施予定である。

[Q. (Swedish Energy Agency に質問) どのようなアプローチによりプロジェクトを選定しているか？]

[A. Emma Åberg, Swedish Energy Agency]

- ✓ スウェーデンは、プロジェクト選定の戦略を含む6条の実施枠組みについて検討段階にある。
- ✓ プロジェクト選定方法に関しては選定要件を開発中であり、これは環境十全性、持続可能な開発、社会変革へのインパクト及び実現可能性や価格などに基づいて作成している。
- ✓ 特に、環境十全性の確保は重要視しており、真に追加的な緩和取組を求めている。追加的な取組は、NDCの範囲を超えた対策であることに加えて、個別の規制的追加性及び経済的追加性のテストを行うことで確認する方針である。スウェーデンによる6条の取組がホスト国自身によるNDC実施の可能性を損なわないことが重要であり、その点について、個別のプロジェクトに対するホスト国政府による保証や評価が必要である。
- ✓ 持続可能な開発も重要であり、社会経済及び環境的な考慮がプロジェクトに織り込まれていることが必要である。特にスウェーデンにとって、プロジェクト実施における女性の雇用や当事者性などのジェンダーの考慮は重要であり、インパクトを計測するためにGold Standardが開発している「[SDGインパクトツール \(SDG Impact Tool\)](#)」を利用することを検討している。また、環境・社会面の強固なセーフガードも重要であり、ガイドラインを作成している。
- ✓ 採用する技術に対して、現時点ではオープンであり、ホスト国のニーズに応じて多様なセクターと技術を検討しようとしている。その上で、Swedish Energy Agencyがスウェーデンの6条取組の担当であり、同機関は低中所得国のエネルギー効率他への投資促進に協力することを任務としていることから、将来的にはエネルギー関連のプロジェクトが重要なシェアを占める想定である。

[Q. (South Pole に質問) プロジェクト開発事業者として、6条取組を実施する上でホスト国が魅力的な国であるために、どのようなことを求めているか？]

[Frédéric Gagnon-Lebrun, South Pole]

- ✓ ホスト国の理想的な状況として、ポジティブリストなどで6条取組に関する明確なシグナルを示していること、透明性のあるITMOs承認の申請手続きがあること、ITMOs承認を求める緩和取組について自国のNDC及び戦略に照らし合わせた評価を速やかに実施できること、などが挙げられる。
- ✓ プロジェクトのオーナー及び開発事業者は、ITMOsの承認が早期に保証されることを求めている。このプロセスは、申請に対してイエスカノーの回答が与えられる一方通行的なものではなく、政府との協議により、NDCに照らし合わせてプロジェクトのベースラインやスコープなどを調整する機会が組み込まれていることが望ましい。なぜなら、プロジェクト開発事業者にとって、ホスト国のNDCとプロジェクトの関係性は不明瞭であることが多いため。また、削減成果の分配について交渉する機会も提供されることが望ましい。
- ✓ ホスト国が魅力的となるために最初に重要なのは、政府内に知識を有するカウンターパートが存在

することである。そのような国は既に様々な支援プログラムやツールの恩恵を得ており、プロジェクト開発事業者は建設的な協議をすることができる。その際、特に重要なのはホスト国が NDC 実施と 6 条の実施の関連性やリスクを理解していることである。具体的には、NDC の詳細な実施計画があること、NDC の対象範囲が明確であること、が望ましい。

■ コメント&質疑応答

Q.1 (Hugh Salway, Moderator) : 自身の職務経験から、政府内にいる炭素市場の担当者は、個別のプロジェクトが NDC や長期戦略に照らし合わせて適当かどうかを判断するのに適切な担当者ではなく、政府内の別の人が 6 条について理解することが必要である。この点について、Alexandra Soezer に経験を尋ねたい。

A.1 (Alexandra Soezer) : ガーナは 6 条の取組に大変積極的だが、相当調整についてあまり懸念をしておらず、条件付き NDC を実施するために速やかに資金へアクセスすることを望んでいる。相当調整の適用が自国の NDC に影響することは十分に認識した上で、プロジェクトを実施することに注力している。

Q.2 (視聴者) : COP27 での 6 条 4 項メカニズム監督機関の動向について着目すべき点は何か？

A.2-1 (Aglaja Espelage) : 監督機関は今年中に 2 回の会合を行う予定であり、現在委員選定プロセスの最中だが、間もなく第 1 回会合が開催されることを期待している。2024 年までに 6 条 4 項メカニズムが実施されるために、今年はず CDM 活動の移行に関する条件や確認事項を検討すること、および独立苦情処理プロセスのルールを検討することが重要である。その他に重要なのは、炭素除去の取組に関する方法論要件の検討及び 6 条 4 項における持続可能な開発ツールの検討である。

A.2-2 (Frédéric Gagnon-Lebrun) : COP27 での重要な議題として、6 条 2 項の 2 種類の相当調整の方法に関する詳しいガイダンスの検討が行われることを期待している。

A.2-3 (Emma Åberg) : 6 条 2 項及び 4 項における適応支援 (Share of Proceeds: SOP) の実施方法には複数オプションが想定され、SOP の手続きと管理方法が明確になることを期待している。

Q.3 (視聴者) : 6 条 4 項メカニズムと Perspectives が開発している 6 条方法論ツールの関係性は？

A.3 (Aglaja Espelage) : 現在開発している 6 条方法論ツールは独立したもののだが、6 条 4 項の要件も注視して開発を進めている。一つの出口戦略としては、監督機関に同ツールを提出し、公共的に使用できるようにすることである。

Q.4 (視聴者) : 二国間協定で、NDC 更新による 6 条取組への影響リスクはどう対処されるか？

A.4-1 (Emma Åberg) : 多くのプロジェクトのクレジット発行期間を短くすることで、この問題に対処できる。一部のプロジェクトについては開始から 5 年間 (※NDC の対象期間) のみ追加的として、NDC の更新時に再評価する方法を想定している。

A.4-2 (Aglaja Espelage) : 規制的追加性と経済的追加性を区別して考えるべきである。また、経済的追加性について、プロジェクト開始時に初期投資して収益を得るものと、継続して新たな投資が行われるものでは条件が異なる。例えば、6 条 4 項メカニズムにおける森林プロジェクトは長期のクレジット発

行期間が想定される。プロジェクト開発側にとって、プロジェクトによる適切なクレジット発行期間、再評価の必要な点、及び収益を得られる期間などが重要になる。

Q.5（視聴者）：調理かまどは自主的炭素市場で一般的だが、6条での取組へと移行していくか？

A.5（Hugh Salway, Aglaja Espelage）：各国のNDCにおける調理かまどの位置づけに左右される。一般的な調理かまどの方法論に関しては、非再生可能バイオマスのアカウンティング方法が国家インベントリーと整合していないことで相当調整の適用の際に問題となるため、修正が必要になる。本質問をより広く捉えると、それぞれの緩和取組がカーボンオフセットのために実施されるものか、気候資金を動員するために実施するものどちらか、各国で検討する必要がある。

（質疑応答の一部は省略）

作成：渡辺 潤